

アコーディオンドア、引き戸・折れ戸は、 介護保険制度「住宅改修費」の支給対象品です。

(最大18万円の支給を受けることができます。)

■介護保険制度とは…

介護を要する方が、できる限り自宅で自立した日常生活を営めるように、社会全体で支え、必要な介護サービスを提供するしくみ。(平成12年4月制定)

■介護サービスを利用できるのは…

- 65歳以上で介護が必要であると認定された方(第1号被保険者)
- 40歳以上65歳未満の医療保険加入者で、特定疾病が原因で介護が必要であると認定された方(第2号被保険者)

■介護保険制度「住宅改修費」の支給とは…

下記の介護に必要とされる住宅改修を行う場合に **最大18万円** が支給されます。

(※支給限度額は同一の住宅で20万円です。そのうちの1割が自己負担になります。限度額まで複数回使用可能。)

1. 手すりの取り付け
2. 段差の解消
3. 滑りの防止及び移動の円滑化のための床材の変更
- 4. 引き戸等への扉の取り替え**
5. 洋式便器等への便器の取り替え
6. 上記の住宅改修に伴って必要となる住宅改修

開き戸から

引き戸・折れ戸、アコーディオンドア等への取り替え

■申請方法

各自治体への事前の申請が必要となります。ご利用の場合は市町村窓口にご相談ください。